

27. 民生用火薬製造でスタートした宇治火薬製造所 その1

フェイスブック掲載日 2021/11/6

明治 24 年 8 月、蹴上御陵村での火薬製造所建築を一旦見合わせた明治政府は、日清戦争が始まると、それまで板橋・岩鼻・目黒の三カ所に置かれていた陸軍の火薬製造所だけでは足りず、宇治火薬庫の西隣の広い田園地帯に火薬製造所を設置しました。

政府は明治 12 年に火薬取締規則を布告し、火薬は「人民に於て製造すること」を禁じ、「陸軍海軍両省より其貯蔵品を払下ぐべきもの」とし、「戦時若くは事変に際しては陸軍卿海軍卿は火薬類の払下げを停止し内務卿は其売買運搬を停止することある可し」などと定めていました。

日清戦争までは軍用より民政用の需要のほうが大きかったのですが、明治 27 年 7 月、日清戦争が始まると軍は、「現在の火薬製造所に在ては目下陸海軍需用火薬製造多数にして、到底鉱業用の火薬を製造するの余裕無之依り不得止軍事上に関するものの外は当分払下致停止」としました。

その結果、民生用火薬を使用する鉱業者をはじめ、府県知事、鉄道省などから陸軍省に対して払下げを求める要請が相次ぎ、ついに同年 8 月 15 日、農商務大臣子爵榎本武揚は陸軍大臣伯爵大山巖に対し、「火薬の儀は鉱業上最要不可欠ものなるに今や内外共に供給の途を失いたれば其困難損害当業者に止まらず国家経済上にも少なからざる影響を来たしたる」との強い要請を行いました。

これを受け、同年 8 月 24 日、大山巖は内閣総理大臣伯爵伊藤博文にたいし「農商務大臣との協議の趣有之此際一の火薬製造所を新設致度其新設費用概算別紙計画書の通閣議を請う」と請議し、同年 8 月 29 日には「請議の通閣議決定相成然るべし」と決定されました。

日清戦争開戦から 1 ヶ月で火薬製造所建設予算が付きましたが、まだ建設予定地は決まっていません。同年 11 月 1 日には、「急遽假工場を設備し、鉱山綿火薬を製造し、民間の需用に充てた」と記録がありますので、わずか 2 ヶ月のあいだに火薬製造所の場所の確定から建設までが行われたこととなります。この経過は次回に。

明治廿七年度第二豫備金支出請求計算書

科	目	支出請求額
火薬製造所新設費		一九七、四五一・七二
火薬製造所新設費		一九七、四五一・七二
工場	新設	一〇六、八五一・七二
器械	購買及据付	九〇、六〇〇・〇〇
事由		
<p>火薬取締規則に據り鑛業其他一般需用火薬ハ當省ヨリ拂下未リタルモ 現在ノ火薬製造所ニ在ラハ目下陸海軍需用火薬制不變數ニシテ到底鑛 業用ノ火薬ヲ製造スルノ餘裕無之ニ依リ不得止軍事上ニ關スルモノノ外ハ當 分拂下停止セリ然レニ火薬ノ儀ハ鑛業上最要欠クヘカラサルモノナルニ付ヤ 内外共ニ供給ノ途ヲ失ヒ其困難損害當業者ニ止マラサル旨農商務 大臣根議ノ趣ニ有之次第一ノ火薬製造所新設ノ儀閣議決定セリ 依テ其費額支出ヲ要ス</p>		

2184 2183